

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議(第1回)
議事概要

1. 日 時

令和2年2月21日(金) 午後0時58分から午後2時55分まで

2. 場 所

法務省1階共用応接室

3. 出席者

(委員) 庵委員, 岩田委員, 新居委員, 水野委員, 山口委員, 山脇座長, 横田委員

(事務局) 出入国在留管理庁: 在留管理支援部長, 在留支援課長

文化庁: 国語課長

4. 議 事

- (1) 委員自己紹介
- (2) 資料説明
- (3) 意見交換

5. 発言概要

(委員) 医療, 法律や行政などの専門家が非専門家に情報を伝える時に必要となるのもやさしい日本語であると考えべき。

今回のガイドラインは, 在留する外国人のために作成することになるが, その時に, 複雑な専門家の言葉を普通の一般人が分かるレベルに落とすという部分を排除しないようなものにできればよい。

(委員) ガイドブックを作成する際の書き言葉のやさしい日本語というのは, かなり技術が要る。情報を削除したり, イラストをはめ込んだり, いろんなテクニックが必要である。

(委員) 行政職員がやさしい日本語を勉強することの一番の目的は, 行政の窓口でやさしい日本語を使えることに加えて, やさしい日本語の伝道師になることである。行政職員が使う姿を見せれば, 周りの人たちは, このように使えばよいとのが一目で分かる。また, その行為をできる人たちが増えていくことが, 非常に大事である。

やさしい日本語は, 一つの入口であり, 階段だと思う。やさしい日本語では必ず限界があり, 通訳を使って対応していかないといけないことも起きる。ただし, 通訳につなぐためにも, やさしい日本語が広く理解され, 専門職を始め, 多くの人やさしい日本語を使うことが大事である。

ワンストップセンターは多言語対応をしているが, 日本語が多く使われている。

(委員) 災害時だけで, やさしい日本語を使用しても, 災害の特別な用語等があることや地震のない国の人たちは基本的な知識がないこともあり, 災害知識も含めて, 事前に情報提供しておくことが必要である。

ふだんからやさしい日本語が使われるようになれば, 災害時にもやさしい日本語が活用され

て、言葉による不利益がより少なくなる。

(委員) 情報を発信する際、韓国語や英語などの対応はしているが、多言語化の限界を感じ、やさしい日本語に取り組んでいる。やさしい日本語を取り入れた際に、在日・韓国・朝鮮の方から、「これまでの経緯を踏まえているのか」という問題提起があったが、当事者の方たちと話し合いながら、やさしい日本語に関する趣意書を作成した。これまでの歴史を繰り返すことなく、まずはつながりましょう、相手を尊重していきましょうという趣旨で普及活動に取り組んでいる。

(委員) 阪神大震災以降、やさしい日本語が普及されてきたが、その後、新潟中越地震があり、そこでもやさしい日本語が活用された。関係者でその中越地震の際の外国人支援対応を振り返った際、やさしい日本語の重要性を改めて認識して、これまで取組を進めてきた。

(委員) やさしい日本語の「やさしい」には、簡単なという「やさしい」と、優しい気持ちでという「やさしい」の二つの意味がある。

今回のガイドラインは行政が主な対象だと思うが、これを第一歩として、さらに市民、それから、学校、あるいは外国人労働者を雇用する企業、会社の皆さんにも使ってもらえるような、コミュニケーションのツールとしてのやさしい日本語に、次のステップで、展開していくとよい。

やさしい日本語を進めることは、とても大事だと思うが、今進んでいるいろんな多言語化の取組にブレーキがかかってはいけないと思う。

(事務局) 話言葉はある程度相手を見ながら調整することが可能であるが、書き言葉は情報を出した後に調整ができないことから、今回は書き言葉について議論をお願いしたい。対象とする内容としては、外国人へのお知らせ全般、広報文書などを考えている。

ガイドラインの出来上がり像としては、在留支援のためのやさしい日本語の考え方や作成ポイント、書換えの大まかな技術的なルール、作成のポイントを示すことをイメージしている。書換えの細かい技術的なルールや難易度というところまで設定することは考えていない。

また、付録として「生活・仕事ガイドブック（やさしい日本語版）」に出てくる用語を中心に用語集を作成することを考えている。その他にも読みやすさ、ふりがな、分かち書き、イラスト等の配慮についての検討も行っていきたい。

(委員) いわゆる紙媒体だけでなく、インターネットでの発信も想定されているという理解でよろしいか。

(事務局) 紙媒体だけでなくインターネットでの発信についても対象としたい。

(委員) やさしい日本語は学校現場などでもニーズがあると考えているが、今回は主に自治体や国の省庁による外国人に向けた情報発信を想定しているのか。

(事務局) 基本的に国の省庁や自治体などの行政を念頭に置いているが、例えば、会社が外国人労働者に伝える際や学校が保護者に伝える際にも応用はできると考えている。

(委員) ツイッターでやさしい日本語で情報発信をする際に、文字の上部にふりがなを振ることができずに、漢字の後ろに括弧をつけてふりがなをつけることになるが、機械翻訳にかけにくい。

また、この括弧書きのルールは、インターネットで発信する上でのやさしい日本語の扱いというのも今後大事になっていくと思う。

(委員) ツイッターのような短いものであれば、同じ情報をいろんな形で、例えば「漢字とひらがなの混じったもの」や「ひらがなのみ」などで出していくというのが正解のような気がする

る。

(委員) 地方入管もやさしい日本語に取り組んでほしい。

(事務局) 入管自体も外国人に伝えると言うことをもっと意識を持って、取り組んでいきたい。

(委員) ある中学校では、外国人の生徒が多いのでやさしい日本語で文書を出しているが、外国人の保護者だけでなく、全校生徒の保護者宛てにその文書を送っている。その中学校の文書はやさしい日本語だけである。このような取組の姿勢自体が、この中学校が目指す方向性を示しており、書き言葉の可能性というものを感ずる。

(委員) ある小学校では、全ての文書をやさしい日本語にしたところ、忙しい保護者が内容を理解するようになった。

一年分の文書を全部やさしい日本語で作るかえたら、子供自身が読んで準備をしてくるなど、忘れ物等の問合せや土曜授業の欠席が激減した。

以前、どこかで見かけたことがあるが、「やさしい日本語は全ての人にやさしい」ということを実感した。

(委員) 保護者向けの文書はやさしい日本語にするのが望ましい。

このガイドラインは、法律関係の文書などの行政の文書を書き換えることをおそらく想定していると思われるが、日本語初級レベル修了者(外国人)が理解できるように、いきなり書き換えることは現実的に難しい。

学校の文書は、本来なら子供が読んで、例えば、高学年なら高学年の子供が読んで分かるレベルでないといけないものだと思うが、一般的な行政文書はそのレベルで書けないものがあると思う。

一般人の日本語母語者が読んで分かる、あるいは読む気になるようなレベル(中間段階)と初級修了ぐらいの日本語を外国人が読めるレベルという、その二種類は区別する必要がある。

多言語に訳す際にも、この中間段階の日本語を設けずに機械翻訳で多言語にするのはおそらく無理であり、また、人手で訳すときでも難しすぎる。

今回想定するのは、初級終了の人が読めるレベル(外国人)を想定しているが、やさしい日本語化するとき、全てそのレベルにするという風には考えない方が良いと思う。

(委員) 文章自体をやさしくできないものは多い。そのため、行動を促すような言葉をやさしくしていくことがよいと思うがどうか。

(委員) 学校の場合、行動を促すということがはっきりしている文章は比較的分かりやすいが、学校のお知らせが分かりにくいのは、行動を促したいのか促したくないのかがよく分からないものが多いところ。行動を促す部分だけをはっきり意識していれば、やさしい文章は簡単にできる。

(委員) やさしい日本語は災害から出発しているということもあって、極力レベルを下げるところから始まっているため、そこは区別する必要がある。

英語のプレーンイングリッシュ(公的文書を一般市民の人が分かりやすいように平易な英語にする取組)というものがあるが、プレーンジャパニーズの取組が官公庁で取り組まれれば、非常に望ましいことである。元の行政文書を直接やさしい日本語にするのは、壁があり困難であって、無理である。プレーンジャパニーズの取組が同時に俎上に上がってくれればと思う。

(委員) 公的文書をやさしい日本語で表そうとしたときのレベルと、災害時の行動を求めるためのやさしい日本語とでは設定できるレベルに差がある。

(委員) この会議が外国人用の日本語をつくろうとしているんだという誤解を生むことがないようにしなければならない。また、日本人にとって平易で分かりやすい日本語（中間段階）と在留支援のためのやさしい日本語とが違うということは共有しておくべきことであると思う。本ガイドラインがそもそも何を目指し、何を目的とし、何を対象としようとしているのかをある程度明示化するために議論が必要であると思う。

(委員) 今回のコロナウイルスのような緊急時、災害時の情報発信についてはどうするのか。また、用語集についても、国・自治体共通するものもあるが、共通しないものもあると思う。そのあたりはどうするのか。

(事務局) 緊急時、災害時の情報については、「生活・仕事ガイドブック（やさしい日本語版）」にも項目があり、これに出てくる用語については用語集の中に加えていきたいと思っている。

災害時のやさしい日本語のルールそのものについては、消防庁が作成したものが既にあるので、なぞることはせずに、生活全般用のポイントをまとめていきたいと思っている。

(委員) いろんなレベルで書き換えのルール、マニュアルみたいなものを期待している人が一定数いることは確かだと思う。今回のガイドラインというのは、そういうものではない。

(委員) 発信された文書を見た人たちが動き出して、例えば、保育園の申込みに行くなど、行為を促すような文書がやさしくなってくれたらとてもよい。そのようなことも含めて、伝えたい気持ちが行政から発信されることに大変意義がある。

(委員) 行政文書を難しくしている要素として、時候の挨拶や敬語が多すぎることで、専門用語やどうしても崩すことができない法律的な用語があること、責任問題が発生してしまうことから語尾を曖昧にしてしまうこと。この3点が行政文書の難しさを作っているように思う。

(事務局) 今回ガイドラインとして示していく時に、日本人にとって平易な日本語（中間段階）について、深入りしないまでも、大事であるということは、ガイドラインで触れるべきという理解でいいか。

(委員) 総論というか、イントロダクションのところにしっかりと書いておいたほうがいいと思うが、他の委員の方々はどうか。

(委員) そういう高い視点で眺め渡すようなことこそガイドラインである。直接外国人に日々接している方々は、そういったことになかなか思いが至らないという可能性もある。全体的、広い視野で眺めたときのこのガイドラインがどのような位置づけのものかは大変重要なことだと思う。

外国人のためのやさしい日本語というのは、日本人に言えば分かるような単語をかみ砕いて、由来から説明したほうが外国人の頭にすっと入るようなものも含めてのもの。外国人を区別するという意味で、別の日本語をつくろうとしているわけではないところも、ガイドラインの説明の中にあるとよい。

また、例として、基本的なレベルの提案があった上で、その前に、対象者の日本語能力をどう設定するかによって変わる、それぞれの場面や対象によって調整をするというようなことをガイドラインに書いておいたらどうかと思う。そして、調整をするときに利用できる情報源のようなものを載せる。例えばリーディングチュウ太であれば、具体的な使い方であるとか。そこまで踏み込んでいくと現場の人は助かるのではないかと思う。

(委員) やさしい日本語が想定する外国人の日本語レベルに関しては、ある程度緩やかに、幅広く想定するということがか。

(委員) その意味で、当初の案が、外国人の日本語レベルについては、設定しないという表現になっているのだろうと思う。ただし、言及しないというのは、現場の人たちにとっては手がかりがなくて困るのではないかと思う。

(委員) やさしい日本語の効果として、音声翻訳機械にやさしい日本語を使って話しかけると、翻訳の精度が増す。こうした面からやさしい日本語の有効性やメリットを発信していくのも効果的であると思う。

(委員) 機械翻訳の精度は上がっているのですが、難解な言い方も把握できるようになってきてはいるが、使役や受け身のような名詞が省略されてしまうような文章はまだ精度が低いと感じている。

(委員) 機械翻訳は、マイナーな言語は音声ではなく文字での表示のみになってしまう。子供などに対応する際に文字が分からないために本人も分からなくなってしまうという問題が起こる。全ての言語を音声対応とすることはコストの面で難しいと思うので、そうしたところに機械翻訳の限界を感じている。

(委員) 日本語は省略が多いので、必要に応じて省略を補うことや不必要な省略をしないということは、ガイドラインに書き込んでいいと思う。

(委員) 町の隅々まで情報を届けることは、行政にはなかなかできない。最近、町会などでも文書をやさしくするような傾向も出てきたので、行政の情報の受け手である住民にも今回のガイドラインが伝わればいいと思っている。

以上